

3 基本ルール関係

ア 規制に関する手続の見直し

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①規制影響分析(RIA)の幅広い実施 (各府省庁)	a 各府省庁は、規制影響分析(RIA)の義務付け後においても、分析の質的向上に努めるとともに、引き続き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り当該案に係るRIAを付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進める。	逐次実施			○ (総務省) 「総務省における規制の事前評価に関する実施要領」(平成19年10月1日策定・実施)に従い、9件の(平成20年3月31日現在)「規制の事前評価書」を実施、公表(総務省ホームページ)。 (厚生労働省) 規制の事前評価が義務付けられた平成19年10月1日以降、19件の規制影響分析書を作成しており、すべて厚生労働省ホームページにおいて公表している。また、意見公募手続の対象外となっている10件を除く残り9件すべてについては、意見公募手続の関連資料として添付している。 (国土交通省) 国土交通省は、規制影響分析(RIA)の義務付け後においても、11件(3月31日現在)の規制影響分析(RIA)を実施し、国土交通省ホームページにおいて公表している。また、引き続き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り当該案に係るRIAを付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進める。
(総務省)	b 総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。	継続的に実施			○ (総務省) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づき、政府は、毎年、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、国会に提出するとともに公表することとされている。平成19年10月1日より義務付けられた規制の事前評価についても、平成20年度以降、当該報告に含めることを予定している。 また、平成19年度については、「規制の政策評価に関する研究会」において最終報告を取りまとめるとともに、諸外国におけるRIAの評価事例の収集及び評価事例の分析に関する調査研究を実施した。さらには、「政策評価に関する統一研修(平成20年3月12日)」等において規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見、諸外国の現状や府省における取組事例等を紹介するなど、積極的な取組を進めている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
(総務省)	c 総務省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正政令の施行後、その実施状況や諸外国の制度の現状等を踏まえ、将来の義務付け対象範囲の拡大を視野に入れつつ、更なる規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた検討を進める。		継続的に実施		—
(総務省)	d RIAの実施に当たっては、評価手法等RIAの実施に際して必要な事項を定めたガイドラインの役割は重要である。 RIAの実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断するよう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。 したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。	措置			◎ (総務省) 総務省は、政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)に基づき、各行政機関による規制の事前評価の円滑かつ効率的な実施のため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン(各府省政策評価連絡会議了承(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。))」を策定した。 なお、ガイドラインにおいて、規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益について、客観的な評価を行うためには、可能な限り定量化又は金銭化して示すことが望ましいとしている。また、規制の事前評価に係る評価書等には、①規制の目的、内容及び必要性、②規制の費用、③規制の便益、④政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)、⑤有識者の見解その他関連事項、⑥レビューを行う時期又は条件については、規制の事前評価において重要な項目であり、記載することとしている。
②「日本版ノーアクションレター制度」についての検討 (総務省)	a ルールの事前の明確化に対する民間企業等の具体的な要望も踏まえつつ、例えば法令適用事前確認手続の対象拡充も含め、「日本版ノーアクションレター制度」の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。 また、ノーアクションレター制度の更なる充実を図る観点から、ノーアクションレター制度の対象拡充がなされた後、その施行状況及び制度の活用状況についてフォローアップを行い、更なる改善点について検討する。	適宜実施			○ (総務省) 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について(平成19年6月22日閣議決定)により、対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の見直しを実施。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
(各府省庁)	<p>b 各府省庁は、法令適用事前確認手続に関して、ルールの適用に関する予見可能性を一層高める観点から、民間企業等の要望の多い法令について、ノーアクションレター制度の対象とするよう努める。</p> <p>加えて、具体的な手続内容や同手続を利用した民間事業者の実例等を例えばポスター、リーフレット等を用いて広く分かりやすく紹介する、所管する事業者団体を通じて事業者への浸透を図る等、制度の更なる周知徹底を図る。</p>	措置			<p>◎ (総務省)</p> <p>「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定)」の改正(平成19年6月22日)に伴う措置として、「総務省法令適用事前確認手続規則(平成18年総務省訓令第197号)」の改正(平成19年10月1日施行)を行い、対象法令の範囲拡大、照会者名の原則非公表化、公表時期の見直し等を行った。</p> <p>法令適用事前確認手続制度の更なる周知については、現在、総務省ホームページのトップページに同制度の項目を設け、具体的な手続内容等を公表しているところであるが、引き続き、ホームページの内容拡充や他の媒体の利用等により制度の更なる周知徹底に努めることとする。</p>
<p>③行政処分・行政指導の適正化 (総務省)</p>	<p>a 行政処分については、国民の権利利益の救済を図るため、行政不服審査法を、より利用しやすい簡易迅速な手続とするため、制度の改善点を明確にするとともに、必要な措置を講ずる。</p>	平成19年度検討・結論、以後速やかに措置			<p>○ (総務省)</p> <p>平成18年10月から17回にわたって「行政不服審査制度検討会」(座長:小早川光郎東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、行政不服審査法及び行政手続法について有識者による専門的な検討を実施。19年7月に最終報告を取りまとめた。</p> <p>同報告において、行政不服審査法について、不服申立ての種類一元化・審理の一段階化、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、標準審理期間の設定、争点及び証拠の整理手続の導入等制度全般に及ぶ抜本的改正をすべきとの結論が示されたことから、これらを踏まえた「行政不服審査法案」を平成20年通常国会に提出(平成20年4月11日)。</p>
(総務省)	<p>b 行政指導についても、書面交付制度の在り方等についての利用者からの意見についての実態調査の結果も踏まえつつ、国民の権利利益の保護を図るため、行政指導について国民・事業者が不服を申し出られるような手続を行政手続法に規定すること等について検討する。</p>	平成19年度検討・結論、以後速やかに措置			<p>○ (総務省)</p> <p>平成18年10月から17回にわたって「行政不服審査制度検討会」(座長:小早川光郎東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、行政不服審査法及び行政手続法について有識者による専門的な検討を実施。19年7月に最終報告を取りまとめた。</p> <p>同報告において、行政手続法の一部を改正し、一定の処分を求める申出制度及び行政指導に対する是正の申出制度を創設すべきとの結論が示されたことから、これらを踏まえた「行政手続法の一部を改正する法律案」を平成20年通常国会に提出(平成20年4月11日)。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
④規制の見直し基準の策定 (内閣府)	<p>規制改革会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準(以下「見直し基準」という。)を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。</p> <p>a 見直し基準の性格</p> <p>参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。</p> <p>b 見直し基準の策定の視点</p> <p>見直し基準の策定は、次の視点に立って行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。 ・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。 ・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。 ・ 手続が簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。 ・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。 ・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。 <p>上記のほか、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)に示された視点に立つ。</p> <p>c 見直し基準の策定の手順</p> <p>我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始する。</p>	逐次実施			○ (内閣府) 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、各府省庁における見直しを推進しているところ。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>d 具体的な措置</p> <p>上記にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準(廃止、法令化等の基準)、イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準(廃止等の基準)が考えられる。</p> <p>これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、規制改革会議及び前身の規制改革・民間開放推進会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項(集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。)の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。</p>				
<p>⑤見直し基準による見直しの推進 (内閣府) (各府省庁)</p>	<p>a 規制改革会議及び各府省庁は、一定期間が経過した規制の見直しを推進するため、別記(1)の一定期間経過後見直し基準にしたがい見直しを推進する。このため、以下の必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 平成18年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」(平成18年3月31日基準)の作成に取り組み、各府省庁のホームページにおいて公表を行った。この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各府省庁において規制にかかわると判断した法律(その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準による見直しを適当としないものは除く)について、「次回の見直し年度」及び「見直しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次回の見直し年度」を踏まえ、平成19年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを進める。また、法律本体の見直しと併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進める。</p> <p>イ 見直し推進機関は、法律が規制にかかわるものか否かの判断が適切になされているか、或いは、規制にかかわる法律について一定期間経過後見直しを行うべきか否かの判断が適切になされているか等の観点から、各府省庁より報告された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の内容の妥当性を検証のうえ適宜意見を述べるとともに、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制改革の観点からフォローアップを行う。</p>	逐次実施			<p>○ (内閣府)</p> <p>平成19年度において、内閣府は、各府省庁が公表している「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」について、見直し推進機関として、再検討要請を行ったところ。今後とも、見直し推進機関として、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制改革の観点からフォローアップを行うこととしている。</p> <p>(各府省庁)</p> <p>各府省庁において、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを実施しているところ。その見直し結果等を踏まえ、各府省庁のホームページで公表している「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の更新作業を行う予定。</p> <p>(防衛省)</p> <p>防衛省においては、その趣旨・目的等に照らして見直し基準による見直しを適当とする法律を所管していないが、所管の法令改正の状況を考慮しつつ、適切に対応する。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>b 規制改革会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、別記(2)の見直し基準に従い見直しを推進するものとする。このため、別記(2)の見直し基準に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 平成18年度において、各府省庁は、別記(2)における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。</p> <p>この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年12月末日までに、新規のものの追加、既存のもの見直し等を行い更新し、その結果を見直し推進機関に報告する。見直し推進機関は、この過程において、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点から、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討を要請する。</p> <p>イ 結果の公表について</p> <p>「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等を各府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等については「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益であると考えられる。</p> <p>このため、毎年度末までに、上記の分類の見直し結果等を公表する。平成18年3月31日基準の分類の状況については、見直し推進機関において調査のうえ平成18年度末に規制改革会議のホームページにおいて公表を行った。</p> <p>平成19年度以降の見直し結果・分類結果等の状況の公表の方法等については、規制にかかわる通知・通達等のうち、行政手続法に定める審査基準・処分基準、及び、これら審査基準・処分基準以外で外部効果を有するものを、国民にわかりやすい形で公表する方向で平成19年未までに検討を行い、結論を得る。</p>				<p>○ (各府省庁)</p> <p>各府省庁において、平成19年12月末日までの通知・通達等の制定、改正状況等を踏まえ、規制にかかわる通知・通達等の分類表の更新を行った。</p> <p>また、各府省庁は、平成19年度見直し対象として選定を行った規制にかかわる通知・通達等、その他各府省庁が追加的に見直しを行った通知・通達等につき、通知・通達等の名称、及び、「外部効果」を有するか否かに基づく以下分類のいずれに該当するかを、平成20年4月末日までに各府省庁のホームページ等に公表することとしている。</p> <p>A分類: 規制にかかわる通知・通達等(企業・国民に影響を与える(関与・介入する)もの全て)のうち、私人に対する「外部効果」を有するもの</p> <p>B分類: 規制にかかわる通知・通達等(企業・国民に影響を与える(関与・介入する)もの全て)のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの</p> <p>(防衛省)</p> <p>規制改革会議の依頼に基づき、規制にかかわる通知・通達等の分類について、平成19年12月末日までに制定改正等があったものを分類表に反映した。</p> <p>また、新たに通知・通達等を制定・発出しようとする場合に、見直し基準を勘案するよう省内に周知を行った。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
⑥見直し推進の体制 (内閣府) (各府省庁)	<p>一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・通達等の見直しを強力に推進するため、以下に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>a 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しについては、以下に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 各府省庁は、規制にかかわる法律(その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下同じ。)の新設・改正にあたり、法律案を作成する際には、別記(1)における一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む。</p> <p>イ 各府省庁はこの規制にかかわる法律一覧において設定した、見直し年度において、別記(1)における一定期間経過後見直し基準にしたがい、関連する規制(法規命令、通知・通達等を含む)の見直しを行う。</p> <p>ウ 見直し推進機関は、総務省の協力を得て、項目⑥aイの見直し一覧作成や一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しの実施状況をフォローアップするとともに、適時報告の徴収、意見表明を行う。</p> <p>b 規制にかかわる通知・通達等の見直しについては、別記(2)の基準にしたがい、以下の要領で、見直しを推進する。</p> <p>また、各府省庁は、新たに規制にかかわる通知・通達等を制定・発出しようとする場合、同見直し基準を勧案のうえ、制定・発出を行う。</p> <p>ア 各府省庁は、別記(2)における見直し基準に基づく通知・通達等の見直しを、根拠となる法律が見直し中である等通知・通達等の見直しに特段の支障がある場合を除き平成23年度末までに完了するものとし、平成18年度に引き続き平成19年度以降、年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。</p> <p>イ 各府省庁は、平成19年度以降、毎年12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果、その他各府省庁が追加的に行った通知・通達等の見直し結果、及び、最新の通知・通達等の分類結果を見直し推進機関に報告する。</p> <p>ウ 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省に対し再検討を要請する。見直し結果については平成19年度以降、毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。</p>	逐次実施			<p>○ (内閣府)</p> <p>一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、各府省庁における見直しを推進しているところ。</p> <p>(各府省庁)</p> <p>各府省庁において、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを実施しているところ。</p> <p>また、規制にかかわる通知・通達等の見直しについて、各府省庁は、平成20年度見直し対象の規制にかかわる通知・通達等を選定するとともに、平成19年度見直し対象として選定を行った規制にかかわる通知・通達等、その他各府省庁が追加的に見直しを行った通知・通達等につき、通知・通達等の名称、及び、「外部効果」を有するか否かに基づく以下分類のいずれに該当するかを、平成20年4月末までに各府省庁のホームページ等に公表することとしている。</p> <p>A分類: 規制にかかわる通知・通達等(企業・国民に影響を与える(関与・介入する)もの全て)のうち、私人に対する「外部効果」を有するもの</p> <p>B分類: 規制にかかわる通知・通達等(企業・国民に影響を与える(関与・介入する)もの全て)のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの</p> <p>(防衛省)</p> <p>規制改革会議の依頼に基づき、規制にかかわる通知・通達等の分類について、平成19年12月末日までに制定改正等があったものを分類表に反映した。</p> <p>また、新たに通知・通達等を制定・発出しようとする場合に、見直し基準を勧案するよう省内に周知を行った。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	c 平成19年度から平成21年度までは、当面規制改革会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。なお、その後の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成21年度末までに検討し、決定する。				

イ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①民法の改正について (法務省)	民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があるから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む作業を実施する。	措置			○ (法務省) 判例・学説の分析や外国法の調査を行うなど、民法(債権法)の見直しに向けた基礎的な情報収集を行っているところである。
②規制改革の効果分析・評価手法についての検討 (内閣府)	内閣府は、これまで累次にわたり策定されてきた規制改革(緩和)推進のための3か年計画に基づき、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を行ってきたところであるが、今後ともこうした分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。 また、それらの数量的な分析については、政府における規制改革の取組が一層効率的かつ効果的なものとなるよう、分析可能な手法を見極めつつ、例えば政府における規制改革の調査審議事項についても行うなど、政府部内で連携を図りつつ進める。	逐次実施			—